

平成 3 0 年度東京都税制調査会
第 1 回 小委員会

「2 地球温暖化対策のための税に関する資料」

平成 3 0 年 6 月 2 2 日

「2 地球温暖化対策のための税に関する資料」 目次

資料名	頁
「地球温暖化対策のための税」の概要	1
日本のエネルギー課税の課税段階	2
エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）の歳入・歳出構造	3
石油石炭税の税収の地方への配分	4
平成29年度東京都税制調査会答申（抜粋）	5
2020年以降の国際枠組みの構築に向けた動きと日本の対応について	6
我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標	7
長期低排出発展戦略の策定に向けた国内の動向	8
環境省「長期低炭素ビジョン」（平成29年3月）における気候変動対策の位置付け（抜粋）	9
経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」（平成29年4月7日）におけるカーボンプライシングの評価（抜粋）	10
地球温暖化対策に関する日本経済団体連合会の意見（抜粋）	11
諸外国におけるカーボンプライシングの導入状況	12
主な炭素税導入国の比較	13
日本とEU諸国のCO ₂ 排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較	14
エネルギー課税の税率国際比較	15

「地球温暖化対策のための税」の概要

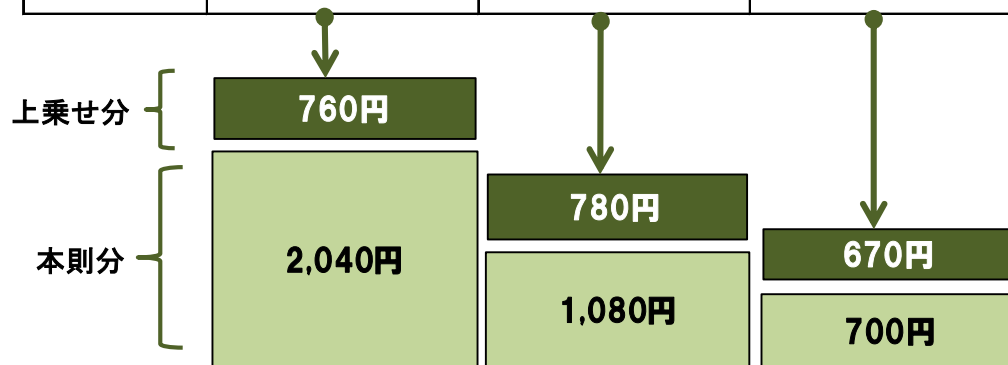
- 全化石燃料に対して課税する石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率（289円/CO2トン）を上乗せ
- 平成24年10月1日から施行し、3年半かけて税率を段階的に引き上げ
- 課税主体は国、納税義務者は「原油等を採取する者」及び「原油等を保全地域から引き取る者」
- 税収は、エネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

税率（段階的引き上げ）

	原油・石油製品 [1klあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度 (10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

税収 [上乗せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円



(参考) 家計への負担

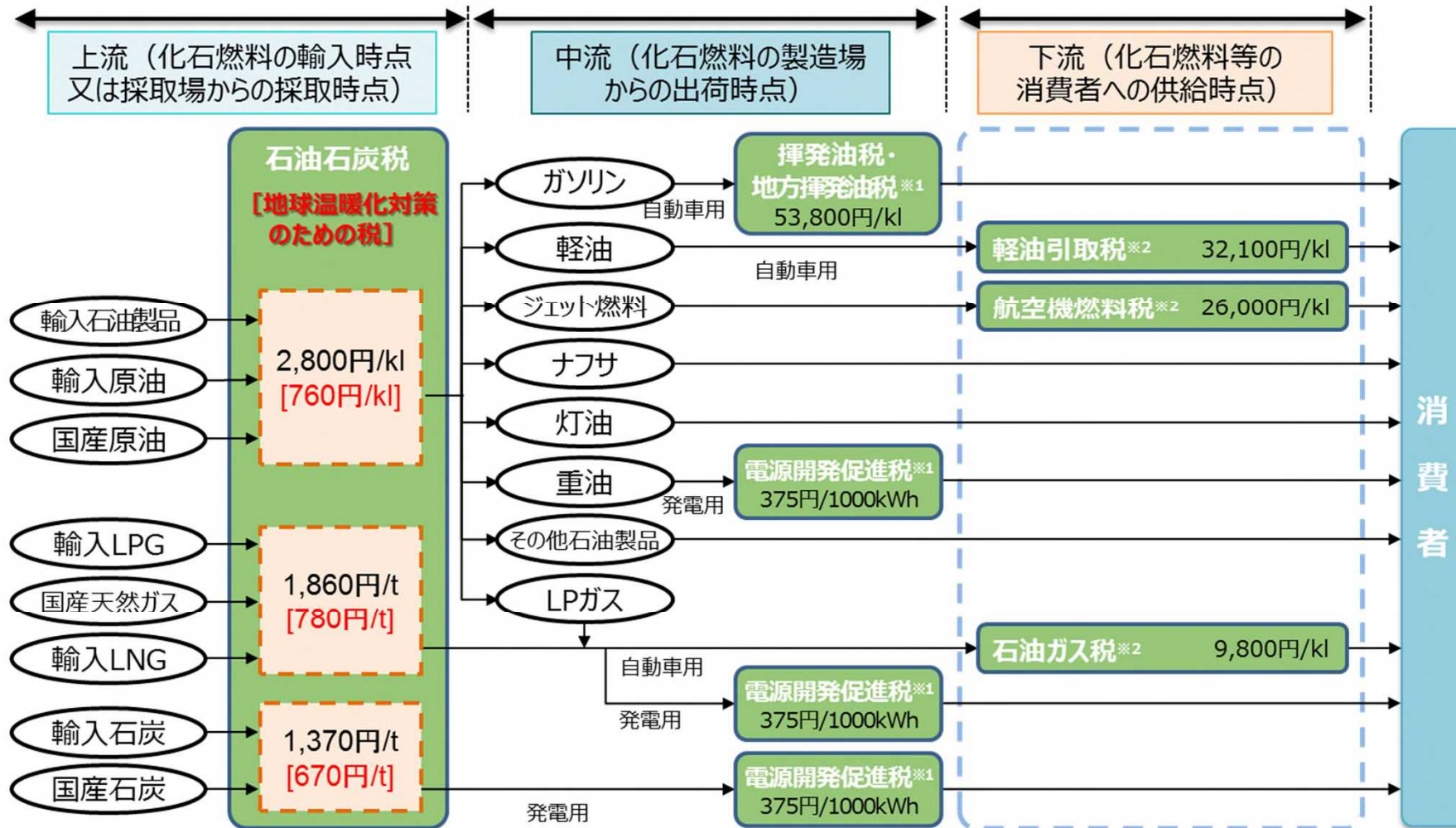
税によるエネルギー価格上昇額		世帯当たりの負担額
ガソリン	0.76円/L	1,228円/年 (102円/月)
灯油	0.76円/L	
電気	0.11円/kwh	
都市ガス	0.647円/Nm3	
LPG	0.78円/kg	

注 総務省「地方財政審議会（平成28年3月28日）」資料、環境省資料より作成。

※「家計調査」(平成22年)を基に環境省、経済産業省が試算

日本のエネルギー課税の課税段階

- 地球温暖化対策のための税は、石油石炭税の一部として上流（化石燃料の輸入又は採掘時点）で課税。
- 中流・下流において、その他のエネルギー税が個別燃料に課される。



※1 納税義務者が燃料の消費者でない（揮発油税・地方揮発油税：揮発油の製造者及び揮発油の保税地域からの引取者、電源開発促進税：一般電気事業者）ため、中流と整理。
 ※2 納税義務者が燃料の消費者であるため、下流と整理。
 ※3 航空機燃料税は平成31年度まで18,000円/kl。

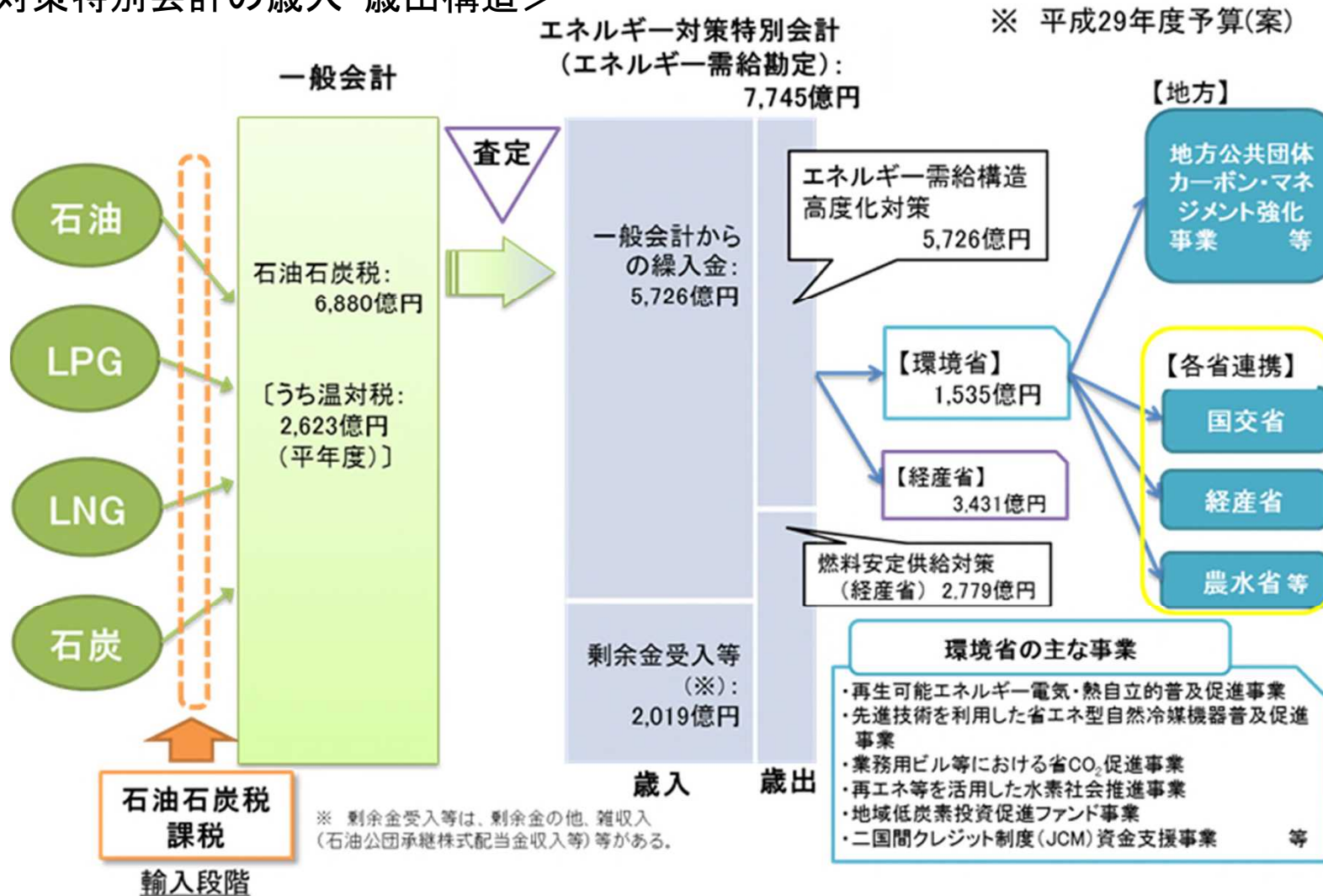
（出典）環境省（2017）カーボンプライシングのあり方に関する検討会（第7回） 参考資料5「価格アプローチについて」。

注 東京都主税局委託調査「平成29年度炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析委託」より作成。

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)の歳入・歳出構造

- 地球温暖化対策税の税収はすべてエネルギー特別会計に入り、環境省と経済産業省に分配。
- 再エネの導入促進や地域の低炭素化促進に活用。

<エネルギー対策特別会計の歳入・歳出構造>



(出典)環境省(2017)「税制全体のグリーン化推進検討業務 報告書」。

注 東京都主税局委託調査「平成29年度炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析委託」より作成。

石油石炭税の税収の地方への配分

分類	予算額(千円)	補助対象	
「地球温暖化対策のための税」の税収(推計値)	260,000,000		
エネルギー対策特別会計／エネルギー需給勘定／歳出／エネルギー需給構造高度化対策費	366,608,569	(A)	
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	4,500,000	地方自治体のみ	
公共施設等先進的二氧化碳炭素排出削減対策モデル事業費	2,600,000		
木質バイオマス資源持続的活用再生可能エネルギー導入計画策定事業費	500,000		
地域都市機能集約・レジリエンス強化両立モデル構築事業費	100,000		
廃棄物処理施設への先進的設備等導入推進事業費	21,740,000		
中小水力発電事業利子補給金助成事業費補助金	56,300		
福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金	2,500,000		
補助対象が「地方自治体のみ」(計)	31,996,300	(B)	<u>(B)/(A) : 8.7%</u>
公共交通機関低炭素化・利用促進設備整備事業費	2,300,000	民間団体等及び地方自治体	
環境調和型バイオマス資源活用モデル事業費	800,000		
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費	8,000,000		
省エネルギー型大型浄化槽システム導入推進事業費	1,000,000		
水力発電の導入促進のための事業費補助金	2,100,000		
地域低炭素投資促進ファンド事業費(地域低炭素化出資事業基金造成費)	4,800,000		
先進的低炭素技術導入拡大推進事業費	180,000		
発光ダイオード照明導入促進事業費	2,000,000		
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業費	3,200,000		
廃棄物焼却施設余熱等利用地域低炭素化モデル事業費	400,000		
廃熱・湧水等未利用資源効率的活用低炭素社会システム整備推進事業費	2,200,000		
風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業	300,000		
物流分野二氧化碳炭素削減対策促進事業費	3,700,000		
補助対象が「地方自治体のみ」及び「民間団体等及び地方自治体」(計)	62,976,300	(C)	<u>(C)/(A) : 17.2%</u>

(出典) 平成29年度内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管「エネルギー対策特別会計歳入歳出予定額各目明細書」より作成。

注 東京都主税局委託調査「平成29年度炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析委託」より作成。

平成29年度東京都税制調査会答申（抜粋）

Ⅲ 地方税財政制度における諸課題

1 環境を基軸とした税制の実現

(2)「地球温暖化対策のための税」

（「地球温暖化対策のための税」の創設）

- ・ 温対税は、化石燃料の利用に対し、CO2 排出量に応じて課されることから、排出抑制のインセンティブとなる面は認められるものの、現在の税率はCO2 排出量1トン当たり289 円と、諸外国と比べ著しく低いため（カナダのブリティッシュ・コロンビア州は2,730 円で日本の約9倍、フランスは4,020 円で日本の約14 倍、スウェーデンは15,670 円で日本の約54 倍、いずれも2017 年3月時点）、実質的には排出抑制のインセンティブはあまり機能しておらず、事実上、財源調達機能しか果たしていない。

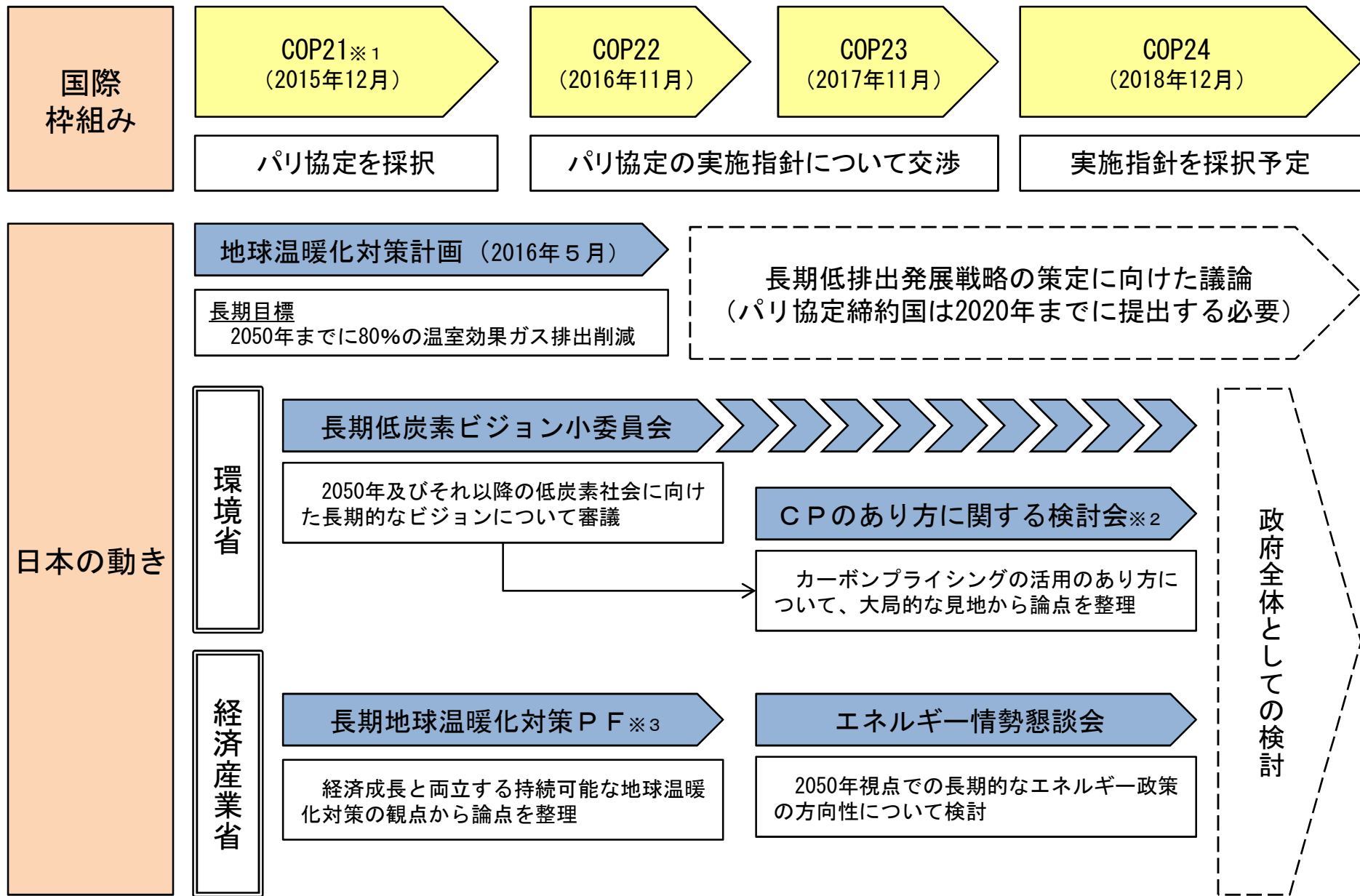
（化石燃料に対する税負担のあり方）

- ・ 当調査会ではこれまで、化石燃料に対する課税を行う場合には、納税者の環境に対する意識の醸成に資することなどを考慮し、下流段階での課税を全国ベースの地方税とするべきことを主張してきた。しかし、今後そのような制度設計を行うとしても、さらに国民的な理解を得るまでに一定の期間を要することは避けられない。そこで、地球温暖化対策という観点を重視すれば、次善の策としての現実的な課税方法は、温対税の更なる税率の上乗せが妥当であると考える。

（「地球温暖化対策のための税」に関する諸課題）

- ・ 当調査会ではまた、地球温暖化対策における地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税源を適切に配分すべきことも繰り返し主張してきたところである。
- ・ そこで、温対税の更なる税率の上乗せを行う場合には、国と地方で適切に税収を配分するなど、地方自治体の役割に見合った財源確保のあり方を検討する必要がある。現行の温対税における地方への財源配分方法は、税収をエネルギー対策特別会計に繰り入れ、これを補助金として交付するものであるが、これでは地方自治体の自主性を発揮することは困難である。各地方自治体への具体的な財源配分のあり方は今後の課題となるが、その使途は地方自治体の裁量に委ねることを検討すべきである。

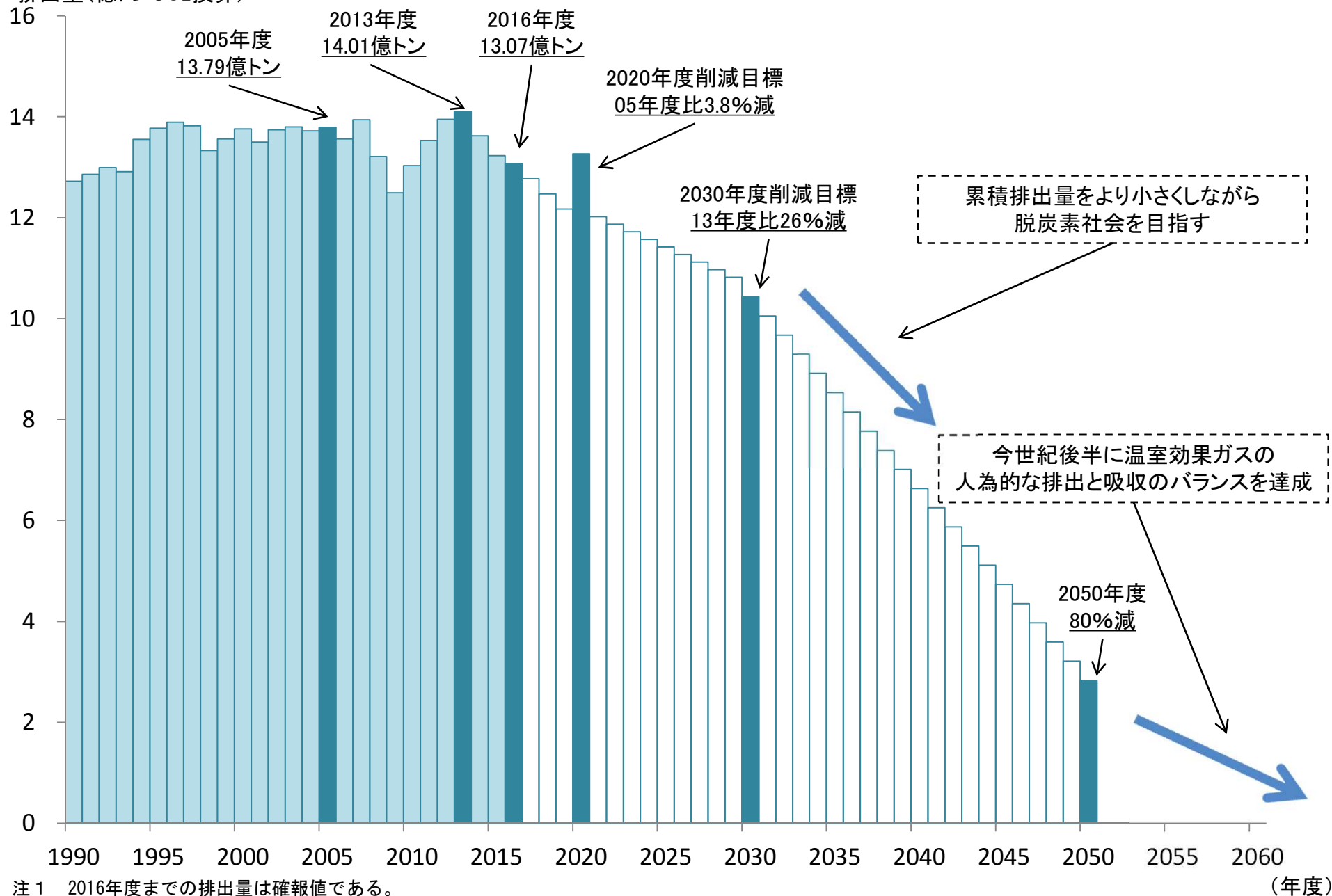
2020年以降の国際枠組みの構築に向けた動きと日本の対応について



※1: 国連気候変動枠組条約締約国会議 ※2: カーボンプライシングのあり方に関する検討会 ※3: 長期地球温暖化対策プラットフォーム

我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標

排出量(億トンCO₂換算)



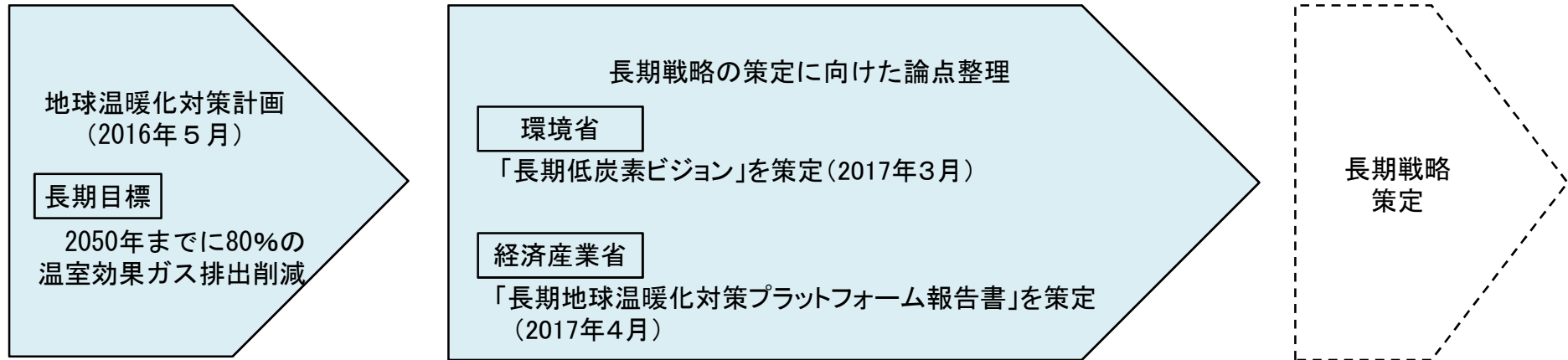
注1 2016年度までの排出量は確報値である。

2 環境省・国立環境研究所「2016年度の温室効果ガス排出量(確報値)」及び環境省「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)より作成。

長期低排出発展戦略の策定に向けた国内の動向

- パリ協定において、各国に対し、2020年までに長期低排出発展戦略（以下、長期戦略）を策定・提出することを招請
- 我が国では、環境省及び経済産業省がそれぞれ有識者会議を立ち上げ、長期戦略の方向性について検討

<長期戦略策定までの流れ>



<環境省・経済産業省の長期戦略に関する検討内容の比較>

環境省 中央環境審議会地球環境部会 長期低炭素ビジョン小委員会	比較ポイント	経済産業省 長期地球温暖化対策プラットフォーム 国内投資拡大タスクフォース・海外展開戦略タスクフォース
環境政策の観点から、長期戦略の基礎とすべき考え方、目指すべき将来像の「絵姿」を提示	位置付け	経済成長と両立する持続可能な地球温暖化対策の観点から論点を整理し、長期戦略の核となる方向を提示
<ul style="list-style-type: none"> 環境保全上の支障を未然に防ぐため、予防的な取組が必要 「2℃目標」達成には、2012年以降の世界の排出量を1兆トンに抑える必要 	科学的知見に関する見方	<ul style="list-style-type: none"> 不確実性が存在（気候科学、将来社会、国際協調） 「2℃目標」に至る経路は確立されていない
<ul style="list-style-type: none"> 国内での大幅削減への取組が国際競争力の源泉である 自国の排出を他国でオフセットする余地は徐々に少なくなる 	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の温室効果ガス排出量シェアは2.7%に過ぎない 地球全体の温室効果ガス削減のためには、海外での取組が重要
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策をきっかけとした経済・社会的諸課題の同時解決を目指す 「約束された市場」に挑戦する気候変動対策は成長戦略に直結する 	国内経済に与える影響	2050年80%削減を国内のみで行う場合、巨額のコスト負担や産業の衰退を起しかねない
<ul style="list-style-type: none"> カーボンプライシング 環境情報の整備・開示、規制的手法等 	主要施策	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の優れた低炭素技術の海外展開による削減 排出削減に資する革新技術の開発へ積極的に貢献
<ul style="list-style-type: none"> 環境問題のみならず、経済・社会的課題との同時解決において重要な役割を果たす 具体的な制度設計の議論を深める時期に来ている 	カーボンプライシングに関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のカーボンプライスは既に、国際的に高額な水準にある カーボンプライシング施策の追加的措置は必要な状況にない

注 環境省「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日）、「長期低炭素ビジョン」（平成29年3月）、経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」（平成29年4月7日）より作成。

環境省「長期低炭素ビジョン」(平成29年3月)における気候変動対策の位置付け(抜粋)

第4章 脱炭素社会の構築を見据えた長期大幅削減に向けた基本的考え方

(1) 気候変動対策をきっかけとした経済・社会的諸課題の「同時解決」

世界全体で今世紀末までに脱炭素社会を実現することを見据え、2050年に80%削減を目指すこととしている我が国が長期大幅削減に取り組むことは、気候変動問題と経済・社会的諸課題との同時解決のきっかけとなり得る。

気候変動問題の解決のためには、経済成長が前提であり、将来にわたって活力ある社会を実現していくとの視点を中心に据えるべきであるとの指摘がある。そもそも、人類の存続の基盤である限りある環境(環境基本法第3条)が将来にわたって維持されなければ人間の活動は成り立たないという点に留意が必要であるが、気候変動問題という論点に限らず、一般的に経済成長の重要性は言うまでもなく、第3章で見たとおり、今後、我が国は、経験したことのない人口減少・高齢化社会への対応、第4次産業革命を巡るグローバル競争の激化などの内外の状況の変化・制約に対して必要な改革等が行われないと長期停滞に陥るおそれがあるとされていることから、付加価値生産性の向上等を追求することが必要な状況にある。

温室効果ガスの長期大幅削減についても、従来の取組の延長では実現が困難である。技術、経済社会システムやライフスタイルの全てにわたる変革についての検討が必要である。すなわち、温室効果ガスの長期大幅削減と持続的な経済成長の実現のいずれについても経済社会全体にわたる変革を検討していかななくてはならない。このことから、気候変動問題と経済成長については、別個に考えるのではなく同時に解決を探ることが賢明であり、既にそのような姿勢が提示されつつある。この「同時解決」の考え方こそ、真の「地球温暖化対策と経済成長の両立」の実現を図り、さらには「人類のあらゆる経済社会活動から生じるものである」との気候変動問題の特質を踏まえ、気候変動問題の解決を通じ我が国の諸課題の解決への貢献をも目指す重要な概念となる。

(参考)内閣府「2030年展望と改革タスクフォース報告書」(平成29年1月25日)

4. 経済社会の課題と取り組むべき構造改革

(2) 取り組むべき構造改革

地球温暖化問題については、パリ協定への対応を契機とし、データや研究開発、先端技術を活用しながら新たなイノベーション創造に結び付けていくとともに、社会インフラのスマート化、スマートシティ・省エネ住宅等の実現を通じて、低炭素社会を実現していくべきである。

経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」(平成29年4月7日)における カーボンプライシングの評価(抜粋)

第3章 経済・金融的手段に関する論点整理

1. カーボンプライシング

(4)カーボンプライシングについてのまとめ

○ 我が国は、既にエネルギー本体価格、エネルギー諸税、低炭素社会実行計画等の暗示的価格等を合算したカーボンプライス全体について、国際的に高額な水準にある。客観的に価格が計算できるエネルギー諸税だけでも約4,000円/CO₂トンもの上乗せがある。

○ カーボンプライスに関する政策的措置は、国際水準や国際協調を考慮した上で行われることが必要である。また、エネルギー政策や産業政策等、他の政策目標とも整合するよう、政策手段を選択することも必要である。

我が国は既にカーボンプライスが国際的に高い水準にあり、かつ「地球温暖化対策計画」において約40,000円/CO₂トンの限界削減費用を要する目標に向けた、他の政策目標とも整合的な政策パッケージを構築している。このことを考えれば、現時点で、排出量取引や炭素税といったカーボンプライシング施策を追加的に行うことが必要な状況にはない。

なお、排出量取引については、安定的な市場取引を実現するには困難が伴い、予見可能性を失わせることは、むしろ、長期的な地球温暖化対策やイノベーションに向けた投資を阻害する可能性がある。

○ 企業がインターナル・カーボンプライシングという形で自らの事業戦略に最適な価格を織り込んでいくことは、リスク管理の手法のひとつとなりうる。

また、J-クレジットを活用し、企業の業種や規模を越え連携し、低炭素化に取り組む事例が出てきており、この流れを引きつづき推進していくべきである。

○ 一方で、今後、世界各国が共通の炭素税を導入するなど施策を強化することがあった際に、我が国が同水準の措置をしていない場合、我が国製品に対し貿易阻害的な国境調整措置が課されるおそれもある。このような長期の様々な不確実性に鑑みても、カーボンプライシング施策は、政策オプションの一つとしては、今後とも慎重な検討が必要である。

地球温暖化対策に関する日本経済団体連合会の意見（抜粋）

「長期低炭素ビジョン」（素案）に対する意見（2017年2月27日）

- 排出量取引制度や炭素税といった明示的カーボン・プライシングの導入・強化は、（中略）企業に直接の経済的負担を課すことで、経済活力に負の影響を与えるのみならず、企業の研究開発の原資や、社会の低炭素化に向けた投資意欲を奪い、（中略）イノベーションによる解決を阻害する。
- 炭素税に関しては、既に地球温暖化対策税の三段階の税率引き上げを行ったばかりであり、政府はまず、当該税収の実績および用途、政府関係部局統一の削減効果の評価を示すべきである。
- また、経済活動が国際化し、企業がグローバルな市場で競争している中で、わが国だけが一方的に過重な炭素価格を企業に課すれば、国際競争力が失われ、生産が海外に移転し、輸入品への代替が進むことで、海外での排出量は増える一方、国内では産業基盤と雇用が失われる事態を招きかねない。
- 明示的カーボン・プライシングにより、わが国の生産活動や国際競争力を低下させることは、かえって地球規模での温暖化対策に逆行する結果を招く。
- このように、明示的カーボン・プライシングは、長期であるほど温暖化対策としての効果がなく、経済界は導入に断固反対する。

平成30年度税制改正に関する提言（2017年9月19日）

2012年に導入された地球温暖化対策税は、エネルギーコストの上昇に拍車をかけているうえ、三段階目の税率引き上げが行われた現在においても税収実績及び用途が明らかにされておらず、政府関係部局統一の削減効果の検証も行われていない。こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策税は、課税の廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

また、炭素税の導入による明示的カーボン・プライシングの強化は、議論する段階ではなく、反対である。

今後の地球温暖化対策に関する提言（2017年10月17日）

- 企業は既に、温室効果ガス削減に向けた努力を長きに渡って続けており、わが国は国際的に高い限界削減費用直面する中、炭素税の価格効果を狙うために、わが国が突出する形で高率の炭素税を導入した場合、構造的にエネルギー消費量の多い産業ほど国際競争力の喪失、収益の大幅悪化を招き、産業の生産拠点を海外移転を誘発するなど、深刻な影響が想定される。
- わが国のエネルギーコストの水準の高さと、企業の削減インセンティブの強さを踏まえれば、明示的に炭素価格を引き上げる必要性は乏しく、排出量取引は運用が難しく、炭素税も価格効果が極めて小さいといった複数の重大な欠点が見られるところ、わが国において、明示的カーボン・プライシングを導入・拡充することには、引き続き反対である。

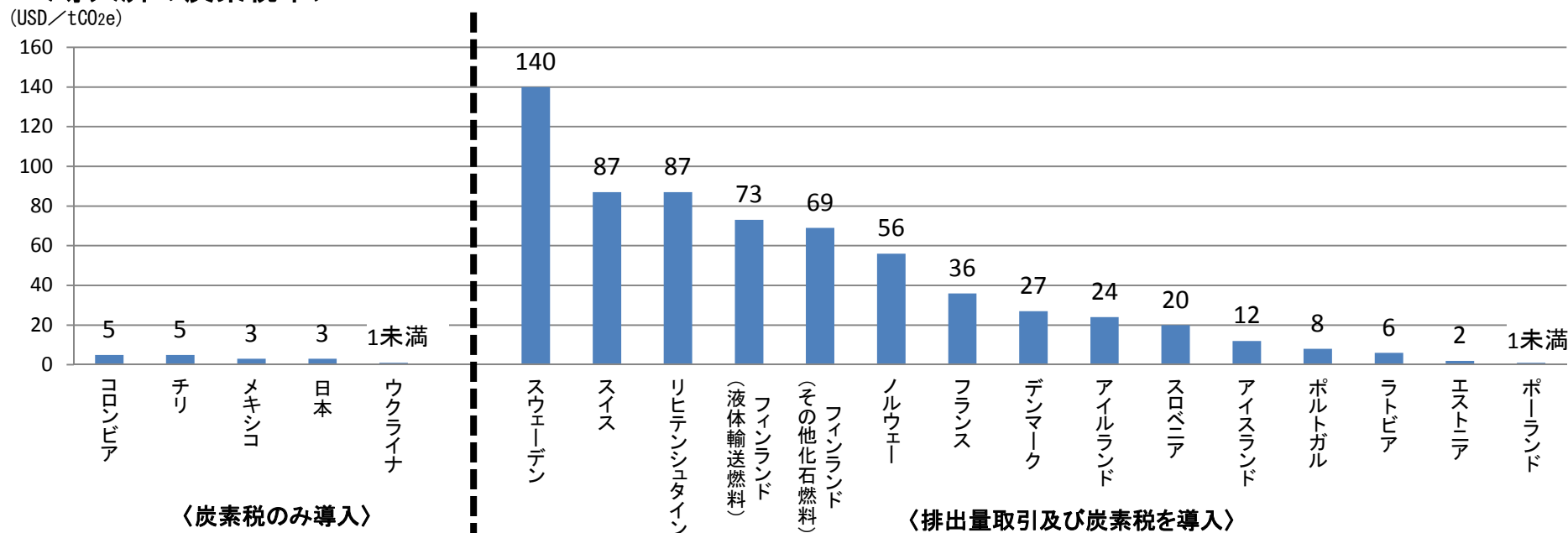
諸外国におけるカーボンプライシングの導入状況

＜国・地方公共団体におけるカーボンプライシング導入状況＞

政策措置	ナショナルレベル	サブナショナルレベル
排出量取引	21 オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、カザフスタン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、韓国、ルーマニア、スロバキア、スペイン	23 北京市、カリフォルニア州、重慶市、コネチカット州、デラウェア州、福建省、広東省、湖北省、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、オンタリオ州、ケベック州、ロードアイランド州、埼玉県、上海市、深セン市、天津市、東京都、バーモント州、ワシントン州
炭素税	6 チリ、コロンビア、日本、メキシコ、南アフリカ、ウクライナ	
排出量取引及び炭素税	15 デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、アイルランド、ラトビア、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、スイス、イギリス	2 アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州

※ 法律で公式に施行が予定されている国・地方公共団体を含む。

＜導入済の炭素税率＞



※ 対象となる燃料や部門によって適用される税率が異なる場合は、最も高い税率を表示している。炭素税率は2017年8月現在。
南アフリカでは、改正後の炭素税法案が2018年中に議会へ提出された後、導入される予定。

注 WORLD BANK GROUP 「State and Trends of Carbon Pricing 2017」及び環境省資料をもとに作成。

主な炭素税導入国の比較

- 炭素税の税収は一般財源に繰り入れられ、多くの国において法人税・所得税の減税等に活用されている。
- 多くの国において、産業に対し細やかな減免措置を講じることにより、負担軽減が図られている。

国名	導入年	税率	税収規模	財源	税収使途	減免措置
		円/tCO ₂	億円[年]			
日本 (温対税)	2012	289	2,600	特別会計	省エネ対策、再エネ普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO ₂ 排出抑制	輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
フィンランド (炭素税)	1990	8,170 (輸送用)	1,624	一般会計	所得税の減税及び企業の社会保障費削減による税収減の一部を炭素税収で補填	・EU-ETS対象企業は免税 ・産業用電力・CHPは減税 ・原料使用等は免税
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	15,670 (標準税率)	3,214	一般会計	所得税減税及び企業の社会保障費用の引下げ等(2000年代以降は政府の財政需要に応じて支出)	・EU-ETS対象企業は免税 ・産業用電力CHPは減税 ・エネルギー集約型産業、農業に対して還付措置
デンマーク (CO ₂ 税)	1992	3,050	654	一般会計	政府の財政需要に応じて支出	EU-ETS対象企業は免税
スイス (CO ₂ 税)	2008	9,860	970	一般会計 (一部基金化)	税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残り2/3程度は国民・企業へ還流	国内ETSに参加するエネルギー多消費型産業は免税
アイルランド (炭素税)	2010	2,630	552	一般会計	赤字補填(財政健全化に寄与)	・EU-ETS対象企業は免税 ・発電用燃料等は免税
フランス (炭素税)	2014	4,020	7,902	一般会計 (一部特別会計)	所得税・法人税控除、交通インフラグリーン化のための資金調達、再エネ電力普及支援等	EU-ETS対象企業は免税
ポルトガル (炭素税)	2015	900	125	一般会計	・所得税の引下げ(予定) ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当	EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,730	1,092	一般会計	他税(法人税等)の減税により納税者に還付	越境輸送に使用される燃料は免税

注1 みずほ情報総研資料、環境省「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」資料より作成。

注2 税率は2017年3月時点。税収は取得可能な直近の値。ただし、スイス、アイルランド、ポルトガルは2015年の値。

注3 為替レート：1 CAD=約91円、1 CHF=約117円、1 EUR=約132円、1 DKK=約18円、1 SEK=約14円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,242 (円) 揮発油税: 23,173 石油石炭税: 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	13,487 (円) 軽油引取税: 12,418 石油石炭税: 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	1,069 (円) 石油石炭税: 1,069 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	589 (円) 石油石炭税: 589 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕	688 (円) 石油石炭税: 688 〔うち地球温暖化対策のための税: 289〕
英国	42,603 (円) 燃料税: 42,603	38,263 (円) 燃料税: 38,263	6,740 (円) 燃料税: 6,740	1,109 (円) 気候変動税: 1,109	1,795 (円) 気候変動税: 1,795
ドイツ	38,005 (円) エネルギー税: 38,005	24,533 (円) エネルギー税: 24,533	1,119 (円) エネルギー税: 1,119	491 (円) エネルギー税: 491	4,041 (円) エネルギー税: 4,041
フランス	37,233 (円) 石油産品内国消費税: 37,233 〔うち炭素税: 2,966〕	25,977 (円) 石油産品内国消費税: 25,977 〔うち炭素税: 2,966〕	2,966 (円) 石油産品内国消費税: 2,966 〔うち炭素税: 2,966〕	2,981 (円) 石炭税: 2,981 〔うち炭素税: 2,981〕	2,932 (円) 天然ガス消費税: 2,932 〔うち炭素税: 2,932〕
オランダ	44,706 (円) 鉱油税: 44,706	25,266 (円) 鉱油税: 25,266	1,627 (円) 鉱油税: 1,627	838 (円) 石炭税: 838	15,304~737 (円) 環境税: 15,304~737
フィンランド	39,561 (円) エネルギー税: 29,731 炭素税: 9,436 燃料備蓄料: 395	26,394 (円) エネルギー税: 16,506 炭素税: 9,706 燃料備蓄料: 183	11,356 (円) エネルギー税: 3,399 炭素税: 7,832 燃料備蓄料: 125	10,341 (円) エネルギー税: 2,728 炭素税: 7,545 燃料備蓄料: 68	12,802 (円) エネルギー税: 4,886 炭素税: 7,855 燃料備蓄料: 62
デンマーク	36,243 (円) ガソリン税: 33,042 CO2税: 3,201	24,312 (円) 石油製品税: 21,130 CO2税: 3,182	16,671 (円) 石油製品税: 13,410 CO2税: 3,261	15,487 (円) 石炭税: 11,947 CO2税: 3,540	20,893 (円) ガス税: 17,737 CO2税: 3,156
ノルウェー	41,485 (円) ガソリン税: 34,733 CO2税: 6,752	28,507 (円) ディーゼル税: 21,505 CO2税: 7,002	15,208 (円) 鉱物油税: 9,721 CO2税: 5,487		6,123 (円) CO2税: 6,123
スイス	36,422 (円) 鉱物油税: 36,422	33,943 (円) 鉱物油税: 33,943	10,367 (円) 鉱物油税: 138 CO2税: 10,229	9,848 (円) CO2税: 9,848	7,419 (円) 鉱物油税: 71 CO2税: 7,347
スウェーデン	40,580 (円) エネルギー税: 23,924 CO2税: 16,657	32,109 (円) エネルギー税: 13,603 CO2税: 18,506	22,317 (円) エネルギー税: 4,662 CO2税: 17,655	22,009 (円) エネルギー税: 4,125 CO2税: 17,884	64,995 (円) エネルギー税: 48,772 CO2税: 16,224
米国	5,468 (円) 燃料物品税: 2,265 石油流出責任税: 21 ニューヨーク州税: 3,182	5,378 (円) 燃料物品税: 2,698 石油流出責任税: 21 ニューヨーク州税: 2,659	21 (円) 石油流出責任税: 21	26 (円) 石炭物品税: 26	937 (円) 燃料物品税: 937
カナダ	15,794 (円) 輸送燃料税: 3,863 BC州炭素税: 2,548 BC州輸送燃料税: 9,383	13,861 (円) 輸送燃料税: 1,472 BC州炭素税: 2,822 BC州輸送燃料税: 9,567	3,432 (円) BC州炭素税: 3,432	2,179 (円) BC州炭素税: 2,179	2,445 (円) BC州炭素税: 2,445
オーストラリア	15,927 (円) 石油製品物品税: 15,927	14,305 (円) 石油製品物品税: 14,305	14,854 (円) 石油製品物品税: 14,854		9,352 (円) 石油製品物品税: 9,352
EU最低税率	20,846 (円)	17,210 (円)	672 (円)	223 (円)	397 (円)

注1 環境省「平成28年度 税制全体のグリーン化推進検討会 第2回」資料より抜粋。

2 税率は2016年6月現在。

3 ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用、重油・石炭・天然ガスについては産業用（加熱用）、電気は家庭用を前提としている。EU最低税率はEU指令（Council Directive 2003/96/EC）によって定められている。

4 オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはブリティッシュ・コロンビア州（BC州）の税制も加味。（備考1）各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。

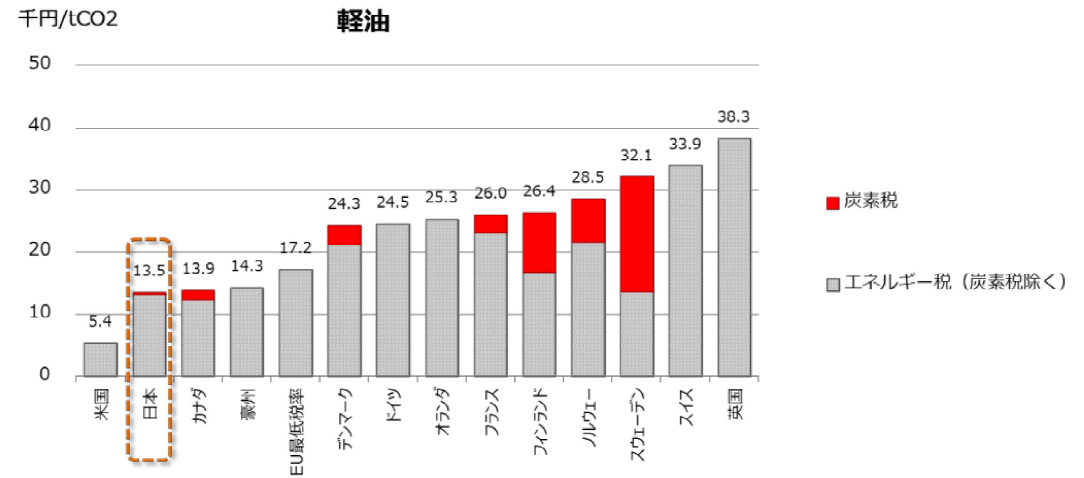
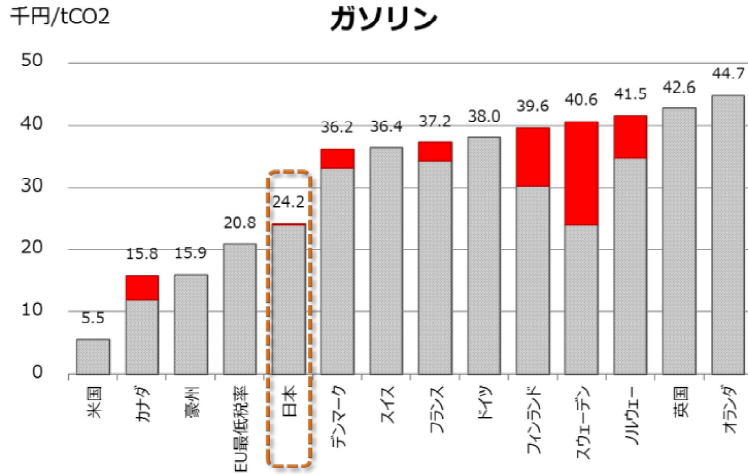
（備考2）為替レート：1 USD=約108円、1 CAD=約95円、1 AUD=約94円、1 GBP=約171円、1 EUR=約135円、1 DKK=約18円、1 SEK=約15円、1 NDK=約16円、1 CHF=約116円。（2013~2015年の為替レート（TTM）の平均値、みずほ銀行）

（備考3）エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）」を用いて、CO2排出量当たり換算している。

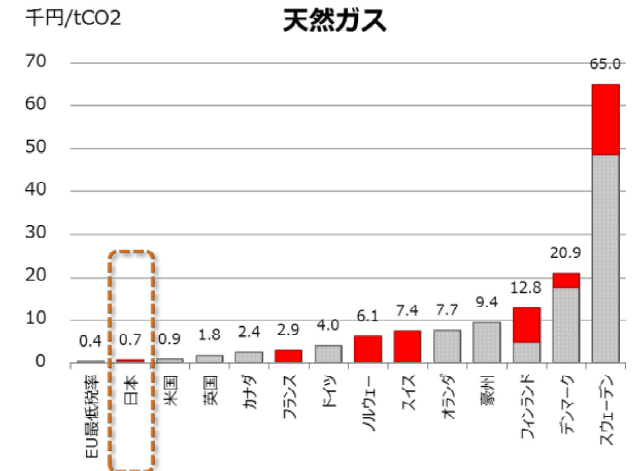
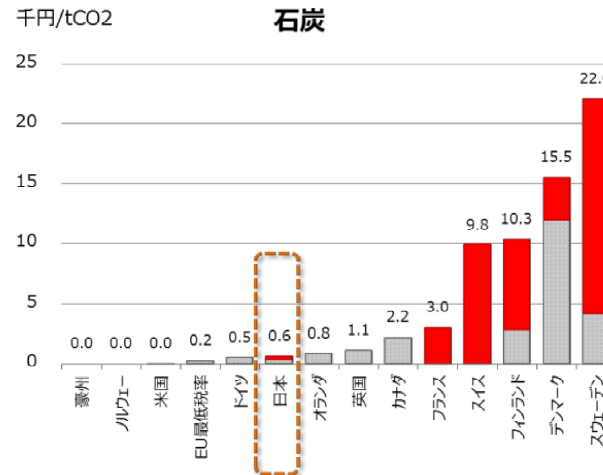
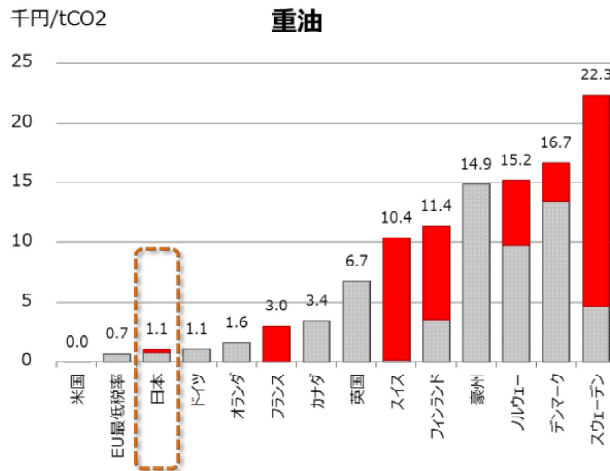
エネルギー課税の税率国際比較

CO₂排出量1トン当たりのエネルギー課税の国際比較

輸送用燃料



産業用燃料



注1 環境省「平成28年度 税制全体のグリーン化推進検討会 第2回」資料より抜粋。

注2 税率は2016年6月現在。

注3 ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用、重油・石炭・天然ガスについては産業用（加熱用）、電気は家庭用を前提としている。EU最低税率はEU指令（Council Directive 2003/96/EC）によって定められている。

注4 オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはブリティッシュ・コロンビア州（BC州）の税制も加味。

（備考1）各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）」による係数25.7(GJ/t)・43.5(MJ/m³)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。

（備考2）為替レート：1 USD=約108円、1 CAD=約95円、1 AUD=約94円、1 GBP=約171円、1 EUR=約135円、1 DKK=約18円、1 SEK=約15円、1 NDK=約16円、1 CHF=約116円。（2013~2015年の為替レート（TTM）の平均値、みずほ銀行）

（備考3）エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）」を用いて、CO₂排出量当たり換算している。